

大阪家裁総第 177 号

令和 3 年 3 月 5 日

山 中 理 司 様

大阪家庭裁判所長 田 中 俊 次



司法行政文書開示通知書

令和 2 年 12 月 14 日付け（同月 16 日受付、大阪家裁総第 864 号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「決裁」と題する文書（片面で 1 枚）
- (2) 「調停期日を 1 日 3 枠とすることについての基本説明」と題する文書（片面で 2 枚）
- (3) 「想定問答」と題する文書（片面で 6 枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1 の(1)の文書には、個人識別情報（裁判所職員の印影及び内線番号）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（内線番号）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第 5 条第 1 号及び第 6 号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

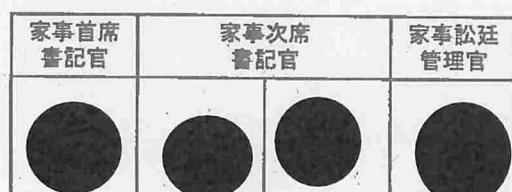
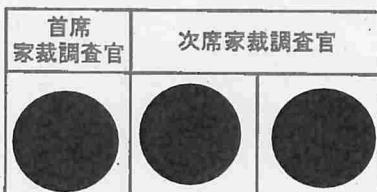
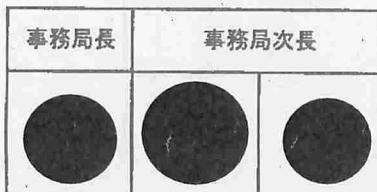
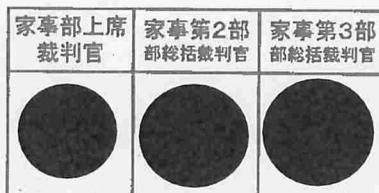
写しの送付

（担当） 総務課 電話 06 (6943) 5432

【機密性2】

決 裁

令和2年9月15日



(起案者 家訟管藤澤 (内線: )

(件名)

大阪弁護士会に対する調停期日を1日3枠とすることに関する説明について

(決裁事項)

別添のとおり大阪弁護士会に対して説明してよろしいか。

(決裁メモ)

松井上席と辻次席とが大阪弁護士会に出向き、担当副会長に対して説明します。

決裁終了日 2.9.16

調停期日を1日3枠とすることについての基本説明

1 大阪家庭裁判所本庁においては、来たる11月からすべての調停事件について、原則として、調停期日の時間枠を、午前10時～11時20分、午後1時20分～2時40分、午後3時～4時20分とする運用（以下「1日3枠制」という。）を実施することとし、現在その準備に当たっているので、お知らせする。

なお、「原則として」というのは多数当事者が関係する遺産分割調停事件では、午後全部を調停時間に充てる必要がある場合があることを考慮したものであり、それ以外の事件については午後全部を利用することは想定していない。

1日3枠制は、現状の調停運営を大幅に変更するものであり、調停事件の代理人となる弁護士会の各会員への影響も大きいため、早期に情報を提供させていただくものである。

2 新型コロナウイルス感染症の拡大、4月に発令された緊急事態宣言の影響などにより、期日を開いていなかったことで家庭裁判所の事務処理とりわけ調停事件の処理に多大な影響が生じたが、現在もその影響は色濃く残っており、緊急事態宣言の解除後も、いわゆる3密の防止など感染拡大防止対策の観点から、当事者待合室の分散化、窓のない調停室の使用停止などの対策をとっているため、使用できる調停室が少なくなっているところである。

その結果、調停事件の続行期日の指定が2か月から3か月程度先にならざるを得ない状況が生じており、さらに期日間隔が長期化することも十分に予想される。

このような期日間隔で調停事件を進行させることは、適正迅速な紛争解決という調停制度の根幹を揺るがしかねず、そのため早急に抜本的対策を検討する必要があることから、1期日当たりの時間枠を80分に短縮した上、1日3枠制を実施したいと考えている。

なお、実施時期は、周知のために必要な期間を考慮して11月を予定している。

3 今後、1期日当たりの時間枠を短縮することに伴い、計画的で納得性の高い調

【機密性2】

停運営が図れるような方策も併せて検討していく予定であるが、弁護士会の各会員には、現在調停事件の処理が極めて困難な状況にあるということを御理解いただき、1日3枠制の導入に是非御協力をいただきたい。

以上

想 定 問 答

・なぜ調停期日の時間枠を原則1時間20分としなければならないのか。

(答) 新型コロナウイルス感染症がいまだ収束しない中、いわゆる「新しい生活様式」を前提に、人と人との接触を極力抑えた調停運営が求められていること、同じ調停室を1日に3回利用するために、現在の調停期日の運営状況から見て、3回利用のためには午前1回と午後2回とする必要があること、感染防止の観点から午後2回利用の入れ替わりの際に一定の換気のための時間を確保する必要があること、働き方改革の観点から職員の勤務終了時間にできるだけ影響を及ぼさないようにすることなど諸般の事情を総合考慮したうえで、1時間20分としたものである。

(更問) 午前中の期日は1時間20分よりも多くの時間が確保できるのではないか。

(答) (さきほど申し上げたように) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、そもそも1期日当たりの接触時間を短くする必要があること、「新しい生活様式」を前提とした調停運営を再構築するという意識のもとで、事案に応じた審理モデルの策定、効率的な事情聴取のためのツールの策定、評議の在り方等について検討を進めているが、標準的な調停事件の進行モデルを策定する前提として、午前と午後とで調停期日の時間枠が異なっていると、導入への支障となる可能性があるので、時間を午後と統一しておく必要がある。

(更問の更問) 午前11時20分からの時間帯はどのように活用することを考えているのか。

(答) 事後評議や午後の期日の事前評議等に充てることが考えられている。
・例外は一切認められないのか。

(答) 多数当事者が関係する遺産分割調停事件では、午後全部を調停時間に充て

- る必要がある場合に午後 2 枠を使用することがあり得るが、それ以外の事件では基本的には例外なく 1 時間 20 分で期日を終了することを想定している。
- 午後を 2 枠とすると、出頭する当事者や調停委員が増え、却って密集とならないか。
- (答) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため調停室の稼働率を抑えているので、従前（平常時）の 2 倍となるわけではないし、出頭する当事者を限定したり、電話会議を活用したり、3 密を防ぐ方策も検討していきたい。
- 1 時間 20 分では当事者の話をじっくり聞くことができず、当事者の意思を調停に反映できなくなり、調停の質の低下を招くのではないか。
- (答) 調停期日の 3 枠制を導入しなかった場合、期日間隔がさらに長期化するおそれがあり、適正迅速な紛争解決という調停制度の根幹を揺るがせかねないため、3 枠制の導入自体は避けることができないものと考えているが、それによって調停の質の低下を招くことのないよう、当事者の理解・協力を求めるための方策、事案に応じた審理モデルの策定、効率的な事情聴取のためのツールの策定、評議のあり方、期日間を有効に活用した調査官調査などについて検討しているところである。
- (更問) 具体的にはどのような方策を検討されているのか。
- (答) 現在検討しているものの例として、例えば夫婦関係調整事件では、期日を 3 回で行う審理モデルを前提に、初回期日までに当事者から提出してもらう書面の書式を拡充することや、初回期日の通知書に同封している書面に記載している説明内容に関して上記の審理モデルを反映した点を書き加えることなどがある。
- また、期日間に提出を求める書面について、具体的な書類の名前をあらかじめ印刷した定型書式を作成し、そこへ提出期限を記載して交付することで、期日間準備を充実させることも検討している。
- 評議のための待ち時間が長い場合があるが、そのような場合でも 1 時間 20 分で

期日は終了するのか。

(答) 評議のための待ち時間を控除することは想定していないが、待ち時間が長くなることがないような評議の在り方についても検討しているところである。

・本庁と堺支部とで調停期日の時間枠が異なっているが、なぜか。

(答) 本庁と堺支部とでは、調停室の数の都合上、同時に指定される調停期日の数が異なり、午後の1枠目と2枠目の間の時間に関して、事後評議への対応や出頭当事者の案内等にかかる時間が、堺支部よりも本庁の方が多くかかるため、それらに対応するための時間をより多く確保しておく必要がある。

そのことから、調停期日に充てられる時間が堺支部よりも少なくなることが理由である。

・調停室が不足しているのであれば、調停室を増設すべきではないか。

(答) 現在の庁舎の状況から見て、調停室を直ちに増設することは困難である。

・使用していない調停室が見受けられるが、なぜ使用しないのか。

(答) 本庁の調停室は71室あるが、面接室と兼用の部屋も多く、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、窓のない調停室9室の使用を原則として停止しており、また、待合室における密集を可能な限り回避するため調停室15室を待合室に転用しているところであるので、御理解願いたい。

・待合室に転用している調停室の転用をやめればよいのではないか。

(答) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、やむを得ず窓のない待合室の使用を停止しており、また、待合室の3密状態を可能な限り回避するため、必要最小限の調停室を待合室に転用しているところであるので、御理解願いたい。

・待合室や待合スペースを増設すればよいのではないか。

(答) 現在の庁舎の状況から見て、待合室を直ちに増設することは困難であり。

また、急遽多数当事者が出頭した場合などに備えて、一定の待合スペースを確保しておく必要もあるため、現在の転用を解消することは難しいと考えて

いる。

- ・ 3 枠制を導入する理由は、 調停室の不足だけか。

(答) 緊急事態宣言下で、 当庁でも業務を一定縮小した結果、 約 2 か月間、 調停期日を原則として開くことができなかつたことに加え、 その間例年とほぼ同じペースで新受事件の申立てがあつたことにより、 未済事件数が急激に増加したことも理由である。

(更問) 具体的にどの程度増加したのか。

(答) 緊急事態宣言前の令和 2 年 3 月末時点の調停事件の未済事件数が約 4250 件であったところ、 緊急事態宣言解除後の 6 月末時点では約 5100 件となり、 8 月末時点ではさらに増えて約 5300 件となっており、 3 月末時点との比較では約 25 % も増加している。

- ・ 続行期日の指定が 2 か月から 3 か月程度先になっているとのことだが、 新件の期日指定には影響は出でていないのか。

(答) 新件の第 1 回の期日指定も、 申立日から同程度先とせざるを得ない状況にある。

- ・ 遠方から出頭している当事者にとって、 出頭回数が増えると負担が重くなるので、 当事者の出頭の負担を軽減するために、 電話会議の方法による期日を活用すべきではないか。

(答) 対策として、 すでに電話会議の利用拡大にも取り組んでいるところであるが、 抜本的な対策としては、 調停開廷数の純増を置いて他にない状況にあることから、 純増するためには 1 日 3 枠制の実施以外に方策はないと考えております、 御理解願いたい。

- ・ 調停委員の都合で先の期日になることがあるが、 調停委員をもっと増やすべきではないか。

(答) 直ちに調停委員を増加させることは難しいと考えているが、 特定の調停委員の担当事件数が過度に多くならないような配慮は行っていきたい。

・コロナ禍が一定収束すれば3枠制は解消されるのか。

(答) アフターコロナ、 ウィズコロナの時代のあるべき調停運営を再構築するという意識のもとで検討を進めているところであり、 仮にコロナ禍が収束したとしても、 直ちに3枠制を解消することは予定していない。

・3枠制以外の対策は考えていないのか。

(答) 電話会議の利用拡大、 2期日指定、 期日間準備の進行管理強化などが考えられ、 現にこれらの対策も適宜実施している。

(更問) それらの対策を実施すれば、 3枠制を実施する必要がないのではないか。

(答) (さきほど申し上げた方策は,) いずれも、 期日間隔の短縮、 未済事件減少による調停事件進行の正常化のための抜本的対策とはいえず、 抜本的な対策としては、 調停開廷数の純増を置いて他にない状況にあり、 そのためには1日3枠制の実施以外に方策はないと考えている。

・会員に対し、 具体的に協力を求めたいと考えておられるものはどのようなものか。

(答) 事案を早期に説明して解決策を模索するのは当事者の責務であるとの前提で当事者の理解・協力を求めるための方策として、 初回期日の通知書に同封している書面に記載している説明内容について、 現在検討中の審理モデルを反映した点を書き加えることや、 効率的な事情聴取のためのツールとして、 基本的な時系列を整理するための定型書式の策定等を検討しているので、 それらの対策を実施する際には是非御協力をいただきたい。

また、 現行の運用に関しても、 電話会議の利用拡大や、 期日間準備としての書面提出期限の遵守等について、 引き続きご協力をいただきたい。

・11月からの実施ではなく、 もっと早く実施すればよいのではないか。

(答) 本来であれば、 1日3枠制を早期に実施して期日間隔の短縮化や未済事件減少を図るべきであるが、 既に10月までは相当数の事件の期日が指定されていること、 調停委員を始めとする関係職員等に周知するとともに、 実施に当たって生じることが予想される問題を予め検討することが円滑な実施のた

【機密性2】

めに必要となり、そのためにも一定の時間が必要となることなどを総合考慮し、実施時期を11月と定めたところである。

- ・11月から実施ということだが、既に指定されている期日についても、80分で開くのか。

(答) 当事者に丁寧に説明をしたうえで、理解が得られる場合には、既に指定されている期日も含めて実施をしたいと考えている。

(更問) 当事者の理解のないまま、期日の打切りを強行しないようにしてもらいたい。

(答) 御要望のあった点は、各裁判体に伝える。

(追加想定問答)

- ・本庁と堺支部では、3枠制を実施されるとのことだが、岸和田支部はどうなっているのか。

(答) 岸和田支部では、10月1日から成立予定の事件など比較的時間を要しないと思われる事件や当事者が3時以降の期日を希望されている事件について、調停室2室分に限り、午後1時20分から午後2時50分まで、午後3時から午後4時30分までの1時間30分の期日で午後2枠の運用を行っている。

(更問) 岸和田支部の調停室は何室あるのか。

(答) 9室あるが、現在2室を待合室として利用しているので、調停室として利用しているのは7室である。